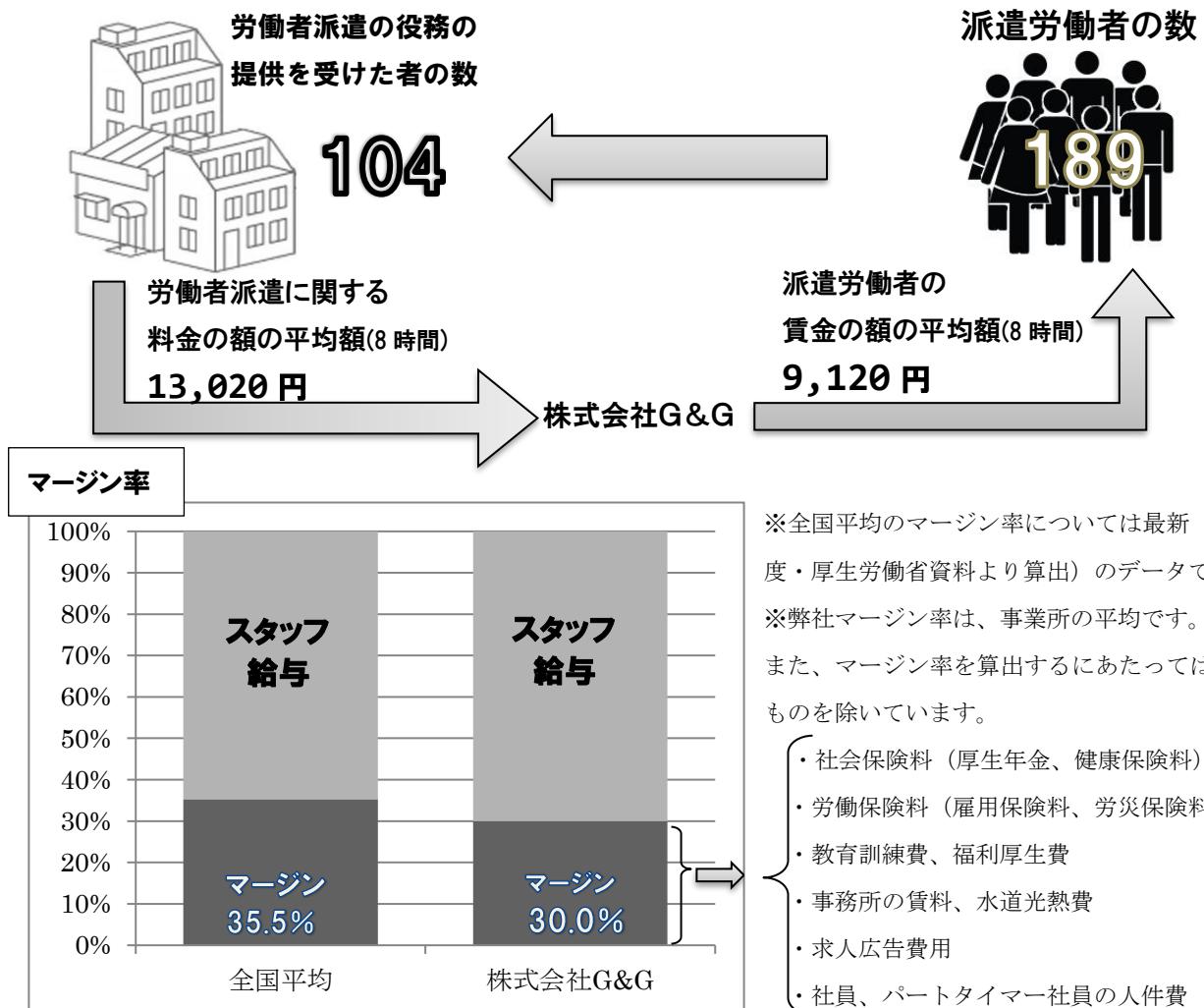


# マージン率等の情報公開事項

～ 令和 5 年度 株式会社G&G 仙台営業所 ～



まず、一番多くを占めるのがスタッフの皆様の給料です。

残りのマージ 30.0%は、次に、皆様の雇用元として株式会社G & Gが負担する社会保険料や労働保険料にあてられます。

また、スタッフの皆様の教育訓練費（雇い入れ時に安全衛生教育を実施しております。※別紙マニュアル参照）や福利厚生費が支出されます。さらに、求人広告や事務所の家賃、また営業担当者・コーディネーター・事務員の人事費といった費用にもあてられ、会社の運営が成り立っております。

## 【教育訓練に関する事項】

ビジネスマナー、就業における注意点、個人情報保護・情報セキュリティに関する事項等を踏まえた法令順守勉強会の受講や、専門性の高い技術に関わる研修や e-learning、社内外研修・セミナーが受講できます。（費用は当社が全額負担、もしくは一部負担。賃金は有給、もしくは無給）

◇疑問点や不明な点がございましたら、お気軽に担当者までお申し付けください◇

宮城県仙台市宮城野区榴岡 3-4-16 ヴィレッジ 106 ビル 5F 株式会社G & G 仙台営業所

キャリアコンサルティングの相談窓口担当 堀籠 紘子 TEL (022) 797-3063/ FAX (022) 797-3064

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和 7 年 3 月 31 日）

- ・協定労働者の範囲（全ての派遣労働者）